

今後の土壌汚染対策のあり方についての主な意見と論点 その3

3 搬出汚染土壌の適正処理を担保するための制度の充実について

- (1) 汚染土壌を搬出することの位置付け
- (2) 汚染土壌処理の適正な処理の義務付け
- (3) 汚染土壌が不適正に処理された場合の措置

4 その他

第1回、第2回及び第3回小委員会における主な意見

3 搬出汚染土壌の適正処理を担保するための制度の充実について

(1) 汚染土壌を搬出することの位置付け

- 土はほかの物質と違い、消えてなくなるものではない。汚染土壌をどこかへ持っていけば、指定地域が別のところに移っただけ。土壌汚染に関しては汚染土壌をどこかへ持っていくとかという以前に、まずそこにあるものだとしてリスクをコントロールしなければ、かえって汚染土壌を拡散する。

(2) 汚染土壌処理の適正な処理の義務付け

- 施設を含めた規制、搬出する際の何らかのチェックが必要
- 対象契機、発見の契機の拡張という法の対象の範囲の拡張という議論とも連動するが、運び出されるときに法により把握することが重要
- 汚染土の汚染土管理票を法律上のものとして位置づけることが重要
- 搬出汚染土については、現行法上、指定区域外については把握できない。
- 搬出汚染土の不適切な投棄について何らかの形で対応していく必要がある。

(3) 汚染土壌が不適正に処理された場合の措置

- 搬出汚染土はばらまかれると、廃棄物以上に全く目には見えない、よくわからないものになる。是正措置というのも非常に重要

4 その他

(1) 調査の信頼性を確保するための方策（指定調査機関）

- 一定のレベルに信頼獲得ができるよう、資格制度、資格の更新制度が必要

(2) その他

- 土壌汚染対策法の現在の目的には未然防止が入っていない。これを目的の中に明確に位置づけるべき。
- 未然防止として操業中の工場への対策促進という項目が入っているが、これは基本的には非常に大事なことだ
- 土地をきれいにする仕掛け（サポート）がなければ潜在化する。

論点

3 搬出汚染土壌の適正処理を担保するための制度の充実について

(1) 汚染土壌を搬出することの位置付け

- ・ 汚染土壌の搬出は、汚染土壌の拡散のおそれがあることから、抑制すべきことを明確に位置付けるべきか。

(2) 汚染土壌処理の適正な処理の義務付け

① 処理方法の規制

- ・ 処理の技術基準を法律で規定すべきか。
- ・ 欠格事由に該当する者や技術基準に適合する施設を有しない者は、汚染土の処理を事業としてできないこととすべきか。

② 汚染土壌の管理システム

- ・ 土壌汚染地等から土壌を搬出する段階又は土壌を受け入れる段階でチェックする仕組みとしては、どのような方法が適切か。
- ・ 搬出汚染土壌管理票（マニフェスト）での管理の充実をどう図るべきか。

③ その他

- ・ 指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌も対象とすべきか。
- ・ 自然的原因により基準を超過する土地から搬出される土壌も対象とすべきか。

(3) 汚染土壌が不適正に処理された場合の措置

- ・ 原状回復については、どのような措置を講じるべきか。
- ・ 違反行為に対する罰則を設けるべきか。

4 その他

(1) 調査の信頼性を確保するための方策（指定調査機関）

- ・ 指定調査機関の技術的能力を向上・維持させるため、技術管理に関する専門的資格、指定の更新、技術管理者講習等を導入すべきか。

(2) その他

- ・ 操業中から計画的に対応すれば、時間的余裕が生まれ、対策の選択の幅も広がり、費用の面でも有利となる可能性があるが、操業中からの対策の促進策としてどのような方策が有効か。
- ・ 土壌汚染対策基金について、措置命令以外の自主的な対策や汚染原因者も助成の対象とすべきか。
- ・ その他対策を推進するための支援としてどのような方策があるか。